

介護保険における住宅改修の対象となる住宅改修工事

高齢介護課

種 類	想定される工事内容例	
1. 手すりの取り付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に役立つことを目的とした手すりの設置。形状は「二段式」「縦付け」「横付け」など。	
2. 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差を解消する。「敷居を低くする」「スロープを設置する」「浴室等の床のかさ上げ」等の改修工事（平成24年改正、通路等の傾斜の解消を追加）	
3. 床または通路面の材料変更	居室での畳敷きから板製床材やビニル系床材への変更、浴室での滑りにくい床材への変更、通路面での滑りにくい舗装材への変更など。	
4. 扉の取替え	開き戸を引き戸、折れ戸、アコーディオンカーテン等に取り替える扉全体の取り替え工事のほか、ドアノブのレバーハンドル・棒状ハンドル等への変更、戸車の設置等も含まれます。（平成24年改正、扉の撤去を追加）	
5. 便器の取替え	和式便器から洋式便器への取替え。（暖房等機能のみの付加は対象外です）なお、従来の便座の上に設置する「腰かけ便座」、「ポータブルトイレ」などは、福祉用具としての支給となります。	
6. 1～5の住宅改修に付帯して必要な住宅改修	1. 手すりの取り付け	手すりの取り付けのための壁の下地補強など。
	2. 段差の解消	浴室の床段差解消にともなう給排水設備工事など。 （平成24年改正、転落防止柵の設置：スロープの設置に伴う転落や脱輪防止用）
	3. 床または通路面の材料変更	床材変更のための下地補修や根太の補強または通路面の材料変更のための路盤整備など。
	4. 扉の取替え	扉の取替えにともなう壁または柱の改修工事など。
	5. 便器の取替え	便器の取替えにともなう給排水設備工事や、床材の変更など。